

静岡県公立大学法人

平成19年度 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

教育の成果

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

<全学的に取り組む教養教育>

a 学士課程

- ・ 全学的なカリキュラムの検討を常に行うとともに、課題の整理、分析などを通じてカリキュラムの充実を図る。(1)

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

- ・ 製薬企業、薬務関連試験研究機関等において早期体験学習を実施し、薬学教育への学習意欲を高める。
- ・ 授業、実習、演習を通して、薬科学研究者、専門職薬剤師に相応しい知識、技能、態度を醸成する。
- ・ 卒業研究の更なる充実により問題発見解決型能力を醸成する。
- ・ OSCE (Objective Structured Clinical Examination:客観的臨床能力試験)、CBT (Computer Based Test) を試行し、6年制薬学教育に向けた準備を行う。(2)
- ・ 薬剤師国家試験対策の充実を図る。(3)

[食品栄養科学部]

- ・ 食品生命科学科と栄養生命科学科1年生の新カリキュラムを実施する。(4)
- ・ 4年生が中心となって実施している管理栄養士国家試験対策講座に対して、教員の補講などによる支援、最新の情報提供を行う。(5)

[国際関係学部]

- ・ 多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を育成するためにカリキュラム検討委員会を組織する。(6)
- ・ TOEIC 講座の充実を図るとともに、TOEIC 受験体制を整備する。(7)

[経営情報学部]

- ・ 複数教員によるきめ細やかなゼミ指導体制に向けた検討を行う。
- ・ 低学年ゼミの開講数を8科目とし、低学年ゼミの充実を図る。
- ・ 3年次から、学生の大学院進学、就職などキャリアプランを念頭に据えた個別教育体制の検討に入る。
- ・ 卒業論文研究の充実・強化を図るための体制作りを行う。(8)
- ・ 公務員試験への対応強化のための計画を立案する。
- ・ 会計リテラシーの育成のための現状把握と計画を立案し、同時に会計リテラシーの育成を主眼としたeラーニングシステムを開発する。
- ・ 初級システムアドミニストレータ試験の受験を希望する学生に対する支援を検討する。(9)

[看護学部]

- ・ 看護判断能力と実践能力の向上に向けた改訂カリキュラムの検討を行う。(10)
- ・ 国家試験全体について学生委員会が担当し、4年生で構成する国家試験対策委員会への支援及び国家試験対策ガイダンスの企画、学生の依頼による教員の補講の調整、最新の情報提供を行う。
- ・ 看護職における保健師資格取得のもつ意義を明確に意識できるように指導方法の改善を行う。(11)

b 大学院課程

[薬学研究科]

- ・ 薬学部6年制移行に伴い、創薬、衛生など幅広い分野で活躍するとともに生命関連学際領域に強い薬科学者を養成するため大学院改編の準備を進める。(12)

[生活健康科学研究科]

- ・ 生命科学総合学府(仮称)への統合を前提とし、専攻間共通科目、英語教育やインターンシップ等の人材育成プログラム及び広報活動の検討を行う。(13)

[国際関係学研究科]

- ・ グローバル化する世界での諸課題に挑み、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を育成するためにカリキュラム検討委員会を組織する。(14)

[経営情報学研究科]

- ・ 問題解決能力、思考能力、ディベート・コミュニケーション能力、及び情報システム設計・開発能力を醸成するための、プロジェクト型研究のあり方について検討する。(15)

[看護学研究科]

- ・ 高度な専門知識、研究能力及び教育指導能力を持つ人材の育成を目指し教育カリキュラムの充実を図る。(17)

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 現在のカリキュラムの調査、検討を行う。(18)
- ・ 実践的な専門知識・技術を身につけるため、教育カリキュラムの調査、検討を行う。(19)
- ・ 国家試験対策の補講や模試等を実施するとともに、最新の情報提供を行う。(20)

イ 卒業後の進路

- ・ キャリア教育のカリキュラムについて検討するとともに、インターンシップを実施する。(21)
- ・ キャリア支援センターを設置するとともに、キャリア支援センターと各学部・研究科等との連携を図るため、キャリア支援委員会を設置する。
- ・ 短期大学部に同センターの分所を設置し、体制の充実を図る。(22)

ウ 教育の成果の検証等

(ア) 教育の成果の検証

- ・ 学生による授業評価及び国家試験、検定試験等の結果を調査分析する。(23)
- ・ 卒業生による大学教育評価方法を検討する。(24)

(1) 卒業教育の充実

a 静岡県立大学

- ・ 進路状況を調査し、定期的な情報交換を行える体制を同窓会とともに構築する。(25)
- ・ 卒業生の持つ進学への希望や職業上の悩みの内容を調査する。学部で実施している研修会の実態を把握する。(26)

b 静岡県立大学短期大学部

- ・ 卒業生の持つ進学への希望や職業上の悩みの内容を調査する。(27)

教育の内容等

ア 入学者受入れ

- ・ 学生募集要項等に各学部が望む学生像等を示すとともに、内容について受験生等に周知する広報手段を検討する。(28)
- ・ アンケート等をもとに全学及び各学部でオープンキャンパスの内容の検討を行い、オープンキャンパスの充実を目指す。
- ・ 編入学・社会人入試に対する説明や個人相談窓口の充実、高校生との直接の対話を進める体制を検討し、高校生が興味を持っている内容を把握する。(29)
- ・ 入学した学生の追跡のシステムや方法についての調査研究を行う。(30)
- ・ 県内公立高等学校の学校長及び進路指導教員等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。また、県外高校への訪問を計画的に実施する。(31)
- ・ 入試作問、点検の組織体制の改善を図り、問題の質の向上と過誤の防止に努める。(32)

イ 教育課程

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 現行の授業科目及び実施体制の見直しに着手する。(33)
- ・ 言語コミュニケーション研究センターを設置し、言語教育の充実を図る。
- ・ 各部局で実施している情報リテラシー教育について調査し、共通化可能な講義内容について検討する。(34)

< 専門教育 >

[薬学部]

- ・ 実務実習事前学習の実施に向けた準備を行う。
- ・ OSCE (Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験)、CBT (Computer Based Test) を試行し、施設の実用可能性を検証する。(35)

[食品栄養科学部]

- ・ 生命科学英語演習を開講する。(36)

- ・ 栄養管理学研究室の名称を、栄養教育学研究室に変更する。また、臨床栄養管理学研究室を設置する。
- ・ 県立病院における教育・研究に関する連携を強化する。(37)

[国際関係学部]

- ・ 学生の多様なニーズに応え得るカリキュラムを編成するための検討委員会を組織する。(38)

[経営情報学部]

- ・ 現在のカリキュラムについて検討し、問題点の調査を行う。
- ・ 企業、公共団体、非営利団体、医療福祉団体等に関するフィールドワーク教育を通じ、広く社会に目を向けた実践的教育活動を奨励する。(39)

[看護学部]

- ・ 平成 21 年 4 月の保健師・助産師・看護師養成所指定規則の改定に合わせて、改訂カリキュラムを作成する。改訂カリキュラムでは、教育方法に P B L (問題設定解決学習法) 等を採用し、実践に向けた思考法を学ぶとともに、各看護学分野ごとに講義演習と実習を一つのサイクルとして、これを繰り返して学ぶ科目配置とする。さらに専門基礎科目を担当する教員の実習カンファレンス参加など、教育方法を検討し、チーム医療の中の看護を理解する場を設定する。(40)

b 大学院課程

- ・ 単位互換及び連携大学院、インターンシップ制度などの利用状況を把握し、課題等を検討する。(41)

[薬学研究科]

- ・ 平成 24 年度開設を目指す 4 年制博士課程の薬学研究科 (又は専攻) の設置を前提とし、平成 22 年度に開設する博士前期、後期課程からなる薬科学研究科 (又は専攻) の新カリキュラムについて検討を開始する。(42)

[生活健康科学研究科]

- ・ 食品栄養科学専攻においては、臨床栄養士養成のため、米国の大学において臨床栄養エキスパート演習を開講し、単位認定する。また、全体的なカリキュラム及び修了必須単位の見直しを行う。(43)
- ・ 環境物質科学専攻においては、環境問題にかかわる高度な専門技術の修得を目指した人材育成プログラム並びに教育研究の連携に関連した新カリキュラムについて検討を開始する。(44)

[国際関係学研究科]

- ・ 英語及び国語教員免許取得者のキャリアアップ (専修免許取得) を支援するためのカリキュラム検討委員会を組織する。(45)
- ・ 留学生増大に対応するためのカリキュラム検討委員会を組織する。(46)
- ・ 研究の活性化及び教育の充実を図るため、研究科に新たなセンターの設置を検討する。(47)

[経営情報学研究科]

- ・ 講義・演習シラバス及び教材の蓄積管理システムの検討を行う。(48)

- ・ 現在のカリキュラムについて検討し、問題点の調査、整理を行う。
- ・ 社会人講座については本研究科附属の地域経営研究センターが主催し、大学院教育との連携により、一層の充実を図る。(49)

[看護学研究科]

- ・ 平成 21 年 4 月の保健師・助産師・看護師養成所指定規則の改定に合わせた、改訂カリキュラムの検討を行う。(50)
- ・ 実務看護者の就学上の利便性を図るための検討を行う。(51)
- ・ 県立静岡がんセンターとの連携大学院をはじめ、県立病院との共同研究の活性化の方策を検討する。(52)
- ・ 専門看護師(CNS)コースの開設に必要な条件を明らかにし、その対策を検討する。(53)

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 教務委員会等において、調査・検討を行う。
- ・ 平成 21 年 4 月の保健師・助産師・看護師養成所指定規則の改定に合わせて、看護学科の改訂カリキュラムを作成する。(54)

ウ 教育方法

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 学生の問題解決能力を高めるため、学生が主体に参加できる少人数型授業の実態を調査する。(55)
- ・ 授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など学生が履修計画を立てるために必要な情報を提供できるように、分かりやすい内容のシラバスのモデル型を検討する。(56)
- ・ 学習相談、学習指導体制を充実させるために、全学的な学習アドバイザー制度の検討を開始する。(57)
- ・ ボランティア活動やインターンシップ等を重視した授業内容を検討する。(58)

b 大学院課程

- ・ 幅広い知識の醸成を促すとともに、フィールドワーク、インターンシップ等による実践的な研究プログラムを検討する。(59)
- ・ 専門性を高める教育を実施するため、複数教員による研究指導体制の導入を検討する。(60)
- ・ 高度な専門知識を習得させるため、学会・研究会への積極的参加を推進する。(61)
- ・ 学外の機関との共同研究、実地調査研究等に積極的に参加させるための環境を整える。(62)

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 授業改善を推進するための体制について検討する。併せて、ファカルティ・ディベロップメントの研修会を実施する。(63)
- ・ 学生が主体的に参加できる少人数型授業の実態を調査する。(64)
- ・ 授業内容、授業の進め方、授業目標、成績評価の方法など学生が履修計画を立てるために必要な情報を提供できるように、分かりやすい内容のシラバスのモデル型を検討する。(65)
- ・ 既存のサポートシステムの充実を進めるとともに、学習アドバイザー制度の導入に向けて検討を開始する。(66)

エ 成績評価

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 授業の到達目標、評価方法を公表するための取組を始める。
- ・ 学生からの成績評価に関する申立て等ができる仕組みを構築する準備を始める。(67)
- ・ 成績評価基準の標準的考え方の検討、個別評価基準を検討する。(68)
- ・ 各教員の成績評価基準の調査と検討を行う。(69)
- ・ 成績優秀者に対する表彰の内容を再検討し、学生の勉学意欲を促進させるための方策を検討する。(70)

b 大学院課程

- ・ 授業の到達目標、評価方法を公表するための取組を始める。
- ・ 学生からの成績評価に関する申立て等ができる仕組みを構築する準備を始める。(71)
- ・ 修士論文の審査基準の見直しと修正を行う。(72)
- ・ 成績優秀者、学術研究活動等において高い評価を受けた者を表彰する制度の導入を検討する。(73)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 授業の到達目標、評価方法を公表するための取組を始める。
- ・ 学生からの成績評価に関する申立て等ができる仕組みを構築する準備を始める。(74)
- ・ 実施体制について検討するとともに実施している短大の情報収集を行う。(75)
- ・ 成績優秀者に対する表彰の内容を再検討し、学生の勉学意欲を促進させるための方策を検討する。(76)

教育の実施体制等

ア 教職員の配置

- ・ 現行の授業科目及びそれに伴う教員の配置の見直しのための検討体制を整える。(77)
- ・ 学部間及び短期大学部との相互交流をどのように推進するかを検討を行う。

- ・ 看護学部と短期大学部看護学科は、改訂カリキュラム実施に伴う教員の相互交流について検討する。(78)
- ・ 最新の行政施策についての講義の導入を検討する。(79)

イ 教育環境の整備

- ・ 講義室等の空調設備、視聴覚機器等の設備の整備及び点検を計画的に進める。(80)
- ・ 附属図書館の電算システムの更新に際し、谷田キャンパスに中央館機能を持たせるシステムの構築を検討する。(81)
- ・ 谷田・小鹿キャンパス間の電子媒体の共有化について検討する。
- ・ 情報センターが中心となり、全学共用実習室及び各学部実習室の設備、管理体制について調査し、実習室の効率的かつ効果的な管理方式とソフトウェアを含むパソコンの配備計画について検討する。(82)
- ・ 情報センターが中心となり、各キャンパス内、キャンパス間、インターネット回線の通信量を定期的に調査するとともに、各部局に今後の必要通信量のヒアリング調査を行う。(83)

ウ 教育活動の評価及び改善

(ア) 教育活動の評価

- ・ 平成 18 年度実施の教員評価項目の見直しを検討する。(84)
- ・ 外部有識者による第三者評価体制とシステムの構築を検討する。(85)
- ・ 卒業生・修了生とのコミュニケーションシステムについて検討を進める。(86)

(イ) 教育力の向上

- ・ 効果的な授業形態、学習指導方法等を検討する。(87)
- ・ ファカルティ・ディベロップメントの実施方法等について調査する。(88)
- ・ 公開授業の実施について検討する。(89)

学生への支援

ア 学習支援

- ・ シラバスで紹介された図書や教員指定図書などの収集・整備に努めるとともに、学生の図書館及び情報活用能力の支援を図るため各種講座等を実施する。(90)
- ・ 学生の自主的学習を支援するため、学内施設・設備の充実を図る。(91)
- ・ 相談窓口を明確にし、障害のある学生からの聴き取り調査を実施し、改善を進める。(92)
- ・ 留学生アドバイザー制度や履修登録説明会、留学生同士の交流支援など、年度当初の留学生への支援体制の充実を図る。
- ・ 学習支援についての改善点の把握に努めるため、留学生より聴き取り調査を行う。(93)
- ・ 基礎学力を補う方法を検討する。(94)

イ 生活支援

- ・ 学生の定期健康診断項目見直しのための基礎調査を実施する。
- ・ 健康診断結果を確実に伝える方法を検討する。
- ・ 学生の休退学時における面接を実施する。(95)
- ・ 奨学金を提供する各種の財団及び企業等の拡充方法を検討する。(96)
- ・ チューター制度の充実に向け検討する。(97)

ウ 就職支援

- ・ キャリア支援センターを設置し、就職に関する情報収集・情報提供、就職ガイダンスなどのサービス提供の一元化を図る。(98)
- ・ 学生の進路希望・進路状況等の調査方法の改善について検討する。(99)
- ・ 各学部・研究科並びに全学同窓会との連携による卒業生との面談会、卒業生による講演会等を実施する。(100)

2 研究に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向と水準

ア 社会の発展に貢献する研究の推進

(ア) 静岡県立大学

《重点目標として取り組む領域》

[全学的に取り組む領域]

- ・ グローバル COE プログラムの採択を踏まえた健康長寿科学の研究を推進する。(101)

[薬学部、薬学研究科]

- ・ 生活習慣病、がんなど国民的関心の高い疾病の病因、治療、予防に関する研究を推進する。(102)
- ・ 生体内機能分子を標的とした創薬・育薬に関する研究を推進する。(103)

[食品栄養科学部、生活健康科学研究科(食品栄養科学専攻)]

- ・ 食品の安全及び機能に関する諸問題を検証する。(104)
- ・ 食と健康に関する諸問題を社会的重要性を踏まえて検証する。(105)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・ 県及びシンクタンク、他の研究機関と連携しつつ、アジア及び太平洋地域の国際関係の調査研究を実施する。(106)
- ・ 県及びシンクタンク、他の研究機関と連携しつつ、多文化共生社会を視野に入れた言語・文化の調査研究を実施する。(107)

[経営情報学部、経営情報学研究科]

- ・ 静岡県の産業政策の現状に関する調査及び課題の把握を行う。(108)
- ・ 社会人講座を対象として、実習を含むリカレント教育における遠隔教育の問題点や課題を調査する。(109)
- ・ 静岡県庁の保健医療及び介護保険関連各室の政策動向に関する調査を行う。(110)

[看護学部、看護学研究科]

- ・ 地域で生活する人々の健康・療養支援に関する研究プロジェクトを立ち上げる。
(111)

[環境科学研究所、生活健康科学研究科（環境物質科学専攻）]

- ・ 県域をフィールドとした地域環境に関わる諸問題の抽出と安全で快適な環境の創成に資する教育研究内容の検討を開始する。(113)
- ・ 持続可能な社会に係る公的機関や民間団体等との連携並びにケーススタディとしてのエコキャンパス構想の可能性を検討する。(114)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

《重点目標として取り組む領域》

- ・ 社会的弱者の健康・保健・福祉における支援に関する研究を推進する。(116)
- ・ 実施中の研究を推進するとともに震災時の福祉研究について情報を収集する。
(117)

イ 広範な研究の推進

- ・ 国内の研究機関と連携協力し共同のセミナー等を企画する。(118)
- ・ 科学研究費補助金について、部局別の申請状況の把握と採択率向上策を検討する。
(119)

研究実施体制等の整備

ア 研究者の配置

- ・ 研究者の配置等について検討を行う。(120)
- ・ 客員教授の積極的な活用による企業等との共同研究を推進する。(121)
- ・ ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポスドク制度に係る規程を整備するとともに教育研究活動における積極的な活用を図り、若手研究者の育成、支援を進める。また、若手研究者の活用方法等について検討する。(122)

イ 研究環境の整備

- ・ 附属図書館においては、電子媒体資料の利用状況などについて検証するとともに、岡村文庫資料については、学術文庫としての活用を検討する。(123)
- ・ 共同利用機器の整備計画を策定する。(124)
- ・ 共同利用機器の整備・運営に外部資金の間接経費を充当するシステムを検討する。(125)

ウ 知的財産の創出・活用等

- ・ 知的財産ポリシーに基き、産学官による地域還元を推進するため、知的財産の戦略的な実施体制を構築することを検討する。(126)
- ・ 知的財産ポリシーに基き、地域産業界に円滑に技術移転するため、特許出願等に関する学内体制の構築を図る。(127)

エ 研究活動の評価及び改善

- ・ 研究活動の評価項目の見直しを検討する。(128)

- ・ 外部資金の獲得や地域貢献に対し、研究者にインセンティブ（動機付け）を与えるような表彰、顕彰を含めた評価制度の導入を検討する。（ 129）
- ・ 研究費の配分方法について、外部評価制度を活用し、見直しを進める。（ 130）
- ・ USフォーラム、都市エリア等研究成果発表会を開催し、学外の評価を受ける。（ 131）
- ・ 年報、学部報等を発行する。
- ・ 学部ホームページの充実を図る。（ 132）

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

地域社会との連携

ア 推進体制の整備

- ・ 地域貢献のための組織の強化を検討する。（ 133）

イ 教育を通じた地域貢献

- ・ 薬剤師・管理栄養士等の卒後教育プログラムを充実させる。
- ・ 離退職保育士・看護師のキャリアアップのための「H P S（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）」養成教育プロジェクトを実施する。（ 134）
- ・ 社会人の生涯教育・リカレント教育の拡充に向け体制を整備する。（ 135）

ウ 知的資源の県民への還元

- ・ 県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財調査研究所や民間団体と協力し文化事業を進める。（ 136）
- ・ 公開講座の年間延べ開催回数 16 回以上及び延べ受講者数 700 人以上を目指すとともに、講演会、シンポジウムを積極的に開催する。（ 137）

エ 大学の防災拠点としての役割

- ・ 地域防災機関と連携し、大学の果たす役割等を調整するとともに、防災マニュアルや防災講座の開催についての検討を行う。（ 138）
- ・ 防災関係機関と連携を図り、防災関連図書の実質を図る。（ 139）
- ・ 静岡市と協議し、大学の果たす役割等を調整するとともに、必要な救援物資等について検討を行う。（ 140）
- ・ 地域住民への支援体制を検討する。（ 141）

オ 初等・中等教育の支援

- ・ 公開授業、出前講義、オープンキャンパス等に積極的に取り組む。（ 142）
- ・ 初等、中等教育界からの要望の把握に努める。（ 143）

カ 施設の開放

- ・ 地域住民を対象とした健康相談、健康度測定等を実施するとともに、地方自治体や NPO 法人等公的団体が計画する健康関連事業に対し、講師を派遣する。（ 145）
- ・ 学内施設等については、授業との調整を図りながら、学術に資する目的等での施設、設備の開放に努める。
- ・ 附属図書館については、県内公共図書館、病院や関係機関等への広報活動を引き続き行い、施設の開放に努める。（ 146）

産学官の連携

- ・ 教員の発明等に関する評価システムを構築する。(147)
- ・ 企業等との交流を目的とした研究成果発表会を開催する。(148)
- ・ 展示会への出展、ホームページ、報道機関への資料提供などを通して積極的に広報を行う。(149)
- ・ 共同研究・受託研究については、60件の実施を目指す。(150)

県との連携

- ・ 教員の専門性に応じて県の各種審議会・委員会へ積極的に参画する。(151)
- ・ ファルマバレー、フーズサイエンスヒルズ等の県プロジェクトに積極的に参画する。(152)

地域の大学との連携

- ・ 県内他大学との連携講義や単位互換制度の拡充を検討する。(153)
- ・ 大学ネットワーク静岡が主催する静岡県・浙江省大学交流事業に他大学と連携して参加し、県内他大学との教育・研究等に関して協力・連携を進める。(154)

県内の高等学校との連携

- ・ 県内公私立高等学校の学校長等との懇談会を開催する。(155)
- ・ 高等学校を20件程度訪問し、進路担当教員及び高校生に対して、本学の入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、本学への要望・ニーズに関する聞き取り調査を行う。(156)
- ・ 高校生を対象とした公開授業や高校生の本学授業への参加、本学教員による出前講義等を60回程度実施する。(157)

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

海外の大学等との交流

- ・ 海外留学、受入留学生、教員交流、国際交流企画等の業務を一括して所掌する全学的組織体制の確立に向けた検討を行う。(158)
- ・ 交換教授制度の確立に向けた検討を行う。(158 - 2)
- ・ 海外からの研究者や学生の受入体制・施設の確保に関して検討を行う。(158 - 3)
- ・ 国際的な教育研究や技術協力への参画等をしやすい体制整備について検討を行う。(159)

日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ

- ・ 実効性のある学生交流を行うため、単位認定大学の拡充や単位互換制度の導入を検討する。(161)

- ・ 海外留学、受入留学生、教員交流、国際交流企画等の業務を一括して所掌する全学的組織体制の確立に向けた検討を行う。(162)
- ・ 留学生に対する日本語教育体制及び留学生が受講しやすい講義形態の確立に向けた検討を行う。(162 - 2)
- ・ 大学院教育における海外研究機関との共同研究指導体制の確立に向けた検討を行う。(162 - 3)

地域に密着した国際交流の推進

- ・ 県内地場産業における国際的な学术交流のニーズの把握を行うとともに、マッチングの可能性について検討を行う。(163)
- ・ 地域の学術文化研究機関等と共同して国際学会、講演会等の誘致に努める。(164)

法人の経営に関する目標を達成するためにとる措置

1 業務運営の改善及び効率化

運営体制の改善

ア 全学的な運営体制の構築

- ・ 総務・経営担当の理事と教学担当の理事をそれぞれ任命するとともに、役員会を定期及び随時に開催し、機動的な法人運営を図る。(166)
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会については、役員会をはじめ法人・大学内の各機関との役割分担の明確化及び連携を図りながら、定期及び随時に開催し、効率的・効果的な組織運営を行う。(166 - 2)

イ 効果的・戦略的な組織運営

- ・ 各部局の統括としての部局長の権限と責任を明確化し、課題解決や方針決定等においてリーダーシップを発揮できる体制の整備に取り組む。(167)
- ・ 大学運営会議を定期及び随時に開催し、部局間の連携強化を図る。(168)

ウ 教員・事務職員の連携強化

- ・ 事務局を含め各委員会、センター等の所掌事務、役割分担の見直しに取り組む。(169)

エ 学外意見の反映

- ・ 理事、経営審議会及び教育研究審議会の委員に学外の有識者、専門家を任命する。(170)
- ・ 学外意見を聞くための窓口を設置し、大学運営に反映させるシステムを構築する。(171)

オ 内部監査機能の充実

- ・ 監査室を設置し、監事及び会計監査人と連携して効果的な監査を実施するための体制を整備する。(172)
- ・ 外部の専門機関の実施する研修会への参加などにより、監査担当職員に必要な基本的な知識及び技術を習得させる。(173)

教育研究組織の見直し

- ・ 薬学6年制への対応、4年制学部及び6年制学部の進学先としての大学院構想の検討を進める。
- ・ 薬学研究科及び生活健康科学研究科の再編による、教育組織としての「生命科学総合学府（仮称）」構想を推進するとともに、この構想を実現するための実効的な教員組織の構築について検討する。
- ・ 大学院の教育研究の充実を図るため、薬学研究科、生活健康科学研究科の連携による健康長寿科学専攻（博士後期課程）の開設に向け検討を行い、準備を進める。
- ・ 国際関係学研究科、経営情報学研究科及び看護学研究科について、修士課程の内容充実とともに博士課程設置に向けた検討を進める。
- ・ 食品栄養科学部の二つの学科名を食品生命科学科及び栄養生命科学科に変更するとともに、研究室再編の検討を進める。栄養管理学研究室の名称を、栄養教育学研究室に変更する。また、臨床栄養管理学研究室を設置する。
- ・ 全国的な短期大学進学者数減少に対処するため、短期大学部の教育や組織のあり方についての検討を進める。（ 174）
- ・ 教育研究組織の見直しについては、経営及び教育研究の両審議会の審議とともに、必要に応じて各種ニーズ把握を行う。（ 175）

人事の適正化

ア 戦略的・効果的な人的資源の活用

(ア) 教職員にインセンティブ(動機付け)が働く仕組みの確立

- ・ 教員及び事務職員の評価、表彰・顕彰制度を検討する。
- ・ 教員については、授業コマ数、採択研究数、発表論文数のみでなく、地域における講演、公的委員への就任等総合的に評価できるシステムを検討する。（ 176）

(イ) 全学的視点での任用

- ・ 教員の採用に当たっては広く公募を行う。（ 179）
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会が指名する委員により構成される全学組織としての教員人事委員会を設置し、公正性、透明性、客観性が確保される任用を行う。（ 180）

イ 弾力的な人事制度の構築

- ・ 助教の任期制の全学への導入を検討する。（ 181）
- ・ 教職員が大学や社会により貢献できるよう、技術移転事業者の役員への就任等、兼業制度を見直す。（ 182）
- ・ 教員には裁量労働制を導入する。（ 183）
- ・ サバティカルイヤーの制度の研究を行う。（ 184）

事務の生産性の向上

ア 事務処理の効率化

- ・ 事務職員を外部機関の実施する研修等に積極的に参加させて、能力開発を図るとともに、研修体制の整備を進める。(185)
- ・ アウトソーシングが可能な業務の洗い出しを行い、より積極的な活用を図る。(187)
- ・ 図書の管理方法について、資料受入れ、統計・予算管理業務などの効率化やサービスの向上を図る電算システムの改良を行う。(188)

イ 事務組織の見直し

- ・ 事務局組織をフラット化し、迅速な意思決定と事務処理を図る。
- ・ 谷田・小鹿キャンパス間の事務の標準化、集中化等の検討に取り組む。(189)

2 財務内容の改善

自己収入の確保

ア 授業料等学生納付金

- ・ 県設置運営時の状況、他の国公立大学、短期大学の状況を勘案し、平成 18 年度と同じ金額に設定する。(190)

イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

- ・ 全教員に外部資金の応募状況や採択率などのデータを公表し、外部資金の獲得への意識付けをする。(191)
- ・ 各種外部研究助成金について講習会を開催するとともに、各種助成金の学内への迅速かつ正確な情報提供を図る。(192)
- ・ 部局別の外部資金の獲得状況を学内公表するとともに、学部毎の目標の数値を検討する。(193)
- ・ 地域社会のニーズに応じた研修会や公開講座、リカレント教育プログラムなどの拡充に取り組み、適切な事業収入の確保に努める。(194)

予算の効率的な執行

- ・ 執行状況に応じた柔軟で効果的な予算配分に努める。(195)
- ・ ESCO(エネルギー・サービス・カンパニー)事業を導入し、事業者を公募し、決定する。(196)
- ・ 光熱水費の詳細な使用状況を把握するシステムを検討する。(197)

資産の運用管理の改善

- ・ 安定的な資産運用・資産管理を行うための基本方針を定める。(198)
- ・ 大学施設の有効活用のため、施設使用管理システムを検討する。(199)
- ・ 研究機器等を共同利用するためのシステムの導入を検討する。(200)

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実

- ・ 全学的な自己評価委員会を設置する。(201)
- ・ 認証評価機関及び時期を決定するとともに、審査を受けるための体制を整える。(201 - 2)
- ・ 自己点検・評価の公開方法を検討する。(202)

2 情報公開・広報等の充実

情報公開の推進

- ・ 条例に基づく実施機関としての体制を整備する。
- ・ 情報公開に関する研修会を実施する。(203)

広報の充実

- ・ 広報室を設置し、戦略的かつ効果的な広報を審議・決定する機関及び広報実施組織体制を検討する。(204)
- ・ 大学の教育研究活動等について、積極的な広報を実施するため、新たな「広報基本計画」を検討する。(205)
- ・ 優秀な学部学生、大学院生及び短期大学部学生を獲得するため、入試情報のホームページの充実を図るとともに、効果的な広報手段を検討する。(206)
- ・ 県民や受験生等を対象に、アンケートを実施し、有効な広報の方法等の調査及び分析を行う。(207)
- ・ 県民等にわかりやすい広報を行うため、大学案内等の冊子やホームページ等の改善を図る。(208)

個人情報の保護

- ・ 条例に基づく実施機関としての体制を整備する。
- ・ 個人情報の保護に関する研修会を実施する。(209)

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとる措置

1 施設設備の整備・活用等

- ・ 平成 17 年度、平成 18 年度で調査委託した中長期修繕計画を精査し、計画を作成する。
- ・ 薬学部、食品栄養科学部、環境科学研究所の化学系実験室は、労働安全衛生法に沿って環境を維持する。(210)
- ・ 施設利用調査を実施する。(211)
- ・ 冊子体から電子ジャーナルに変更となった雑誌書架などの有効利用と、岡村文庫資料の効果的な閲覧スペースについて検討する。(212)
- ・ 施設設備のユニバーサルデザイン化に向けて、学内調査を実施する。(213)

2 安全管理

安全管理体制の確保

- ・ 安全衛生委員会を設置し、教職員の安全管理に努める。(214) ・ 平成 18 年度の労働安全衛生調査を踏まえ、労働安全衛生コンサルタントによる講習会を開催する。(215)
- ・ 既に稼働している薬品管理システムによる管理をより徹底する。引き続き適切な廃棄物の処理を行う。(216)
- ・ 情報の共有化を図るため、地域、近隣大学、下宿・アパート業者との連携体制を確立する。(217)

防災体制の確立

- ・ 学内の防災体制を整えるとともに、大学の役割分担を明確にするために、静岡市と協議を行う。(218)
- ・ 県や市の防災関係機関と連携し、学内の防災体制の充実を図る。(219)

3 人権の尊重

- ・ ハラスメント防止マニュアルについて検討する。
- ・ ハラスメント防止啓発研修を行う。(220)
- ・ ジェンダーやマイノリティに関する教育内容の検討を行う。(221)
- ・ 学生相談の状況を把握し、相談制度の充実を図る。(222)
- ・ アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及び人権に関する図書の実質を図る。(223)

その他の記載事項

1 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

限度額 13 億円

想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
空調機器整備	30	施設整備費等補助金

人事に関する計画

- ・ 教員については、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保のうえ、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性を配慮した法人固有職員の採用を計画する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントの実施方法等について調査する。

(別紙)
予 算

平成19年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	5,097
施設整備費補助金	30
自己収入	1,889
授業料収入及び入学金検定料収入	1,831
雑収入	58
受託研究等収入及び寄附金収入等	643
長期借入金収入	0
計	7,659
支出	
業務費	6,986
教育研究経費	5,119
一般管理費	1,867
施設整備費	30
受託研究等経費及び寄附金事業費等	643
長期借入金償還金	0
計	7,659

収支計画

平成19年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,729
経常費用	7,729
業務費	6,426
教育研究経費	1,087
受託研究等経費	515
人件費	4,824
一般管理費	1,053
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	250
臨時損失	0
収入の部	7,729
経常利益	7,729
運営費交付金	5,017
授業料収益	1,524
入学金収益	203
検定料等収益	79
受託研究等収益	515
寄附金収益	83
財務収益	0
雑益	58
資産見返運営費交付金等戻入	21
資産見返物品受贈額戻入	220
資産見返寄附金戻入	9
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成19年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,871
業務活動による支出	7,479
投資活動による支出	180
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	212
資金収入	7,871
業務活動による収入	7,629
運営費交付金による収入	5,097
授業料及び入学金検定料による収入	1,831
受託研究等収入	515
寄附金収入	128
その他の収入	58
投資活動による収入	30
施設費による収入	30
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	212

(注) 前期中期目標期間からの繰越金は、奨学寄附金に係る県からの承継額である。